平成２８年（フ）第９９９号
札幌市東区北31条東１丁目３番12号　アルファキューブＩ３号
破産者　安藤　拓郎
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９号
青森県五所川原市金木町芦野114番地１
破産者　中村　幸雄
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
岩手県気仙郡住田町下有住字新切144番地７
破産者　佐々木夫美昭
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第６４号
群馬県館林市つつじ町27番28号
破産者　奈良　政彦
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１００号
栃木県足利市高松町18番地
破産者　内藤　之夫
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１４３号
静岡県浜松市北区引佐町井伊谷1887番地の４コーポ井伊谷201号
破産者　山田　篤志
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３０５号
静岡県袋井市久能1719番地の４　メゾンブランシェＳ　105号室、前住所静岡県袋井市天神町２丁目８番地の５
破産者　大手　哲也
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第７６５号
愛知県豊田市折平町上屋敷502番地８、開始決定時の住所愛知県瀬戸市東山町１丁目177番地
破産者　大竹　良太
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５３６５号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目４番17号　吉田大発マンション704号、前住所大阪府東大阪市上石切町２丁目４番９号
破産者　オークラこと　大倉美津夫
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３６７号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目４番17号　吉田大発マンション704号、前住所大阪府東大阪市上石切町２丁目４番９号
破産者　大倉　直江
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３１５号
奈良県生駒郡平群町竜田川１丁目８番12号
破産者　浮所　　學
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７２４号
大阪市北区中津３丁目５番12号　島浦ビル501
破産者　ネット工事アベこと　阿部　浩治
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０８５号
大阪府豊中市旭丘１番２―808号、開始決定時の住所大阪府豊中市上野東２丁目13番31号
破産者　山本　公明
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８８０号
大阪府吹田市五月が丘西６番２―204号
破産者　森　　哲也
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３３６号
大阪府守口市外島町２番３―501号、前住所大阪府枚方市西田宮町12番30―201号
破産者　鈴木　康夫
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４号
大阪市住吉区長居東４丁目16番４号　ニュー春日マンション　103号、前住所大阪市都島区網島町14番８―611号
破産者　西脇　正明
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０７号
大阪府池田市石橋２丁目７番14―302号
破産者　三角　喜子
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５３５号
大阪府寝屋川市仁和寺本町４丁目９番２―201号、開始決定時大阪府寝屋川市池田西町21番12号
破産者　松葉住設こと　松葉　利壱
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部